

長岡市立学校における働き方改革推進のメッセージ

2024

令和2年3月に「長岡市立学校における働き方推進のメッセージ」を出し、保護者・地域のみなさまの御理解・御協力をお願いしてから3年がたちます。この間、各学校では、これまでの業務を見直し、授業準備により多くの時間をかけることができたなど、その効果が少しずつ表れています。「米百俵」のまち長岡の教職員は、未来を担う子どもたちのために、保護者・地域のみなさまと目標を共有し、連携・協力して、教育の質を高めようと努力し続けています。その効果をより確かなものとするため、今まで以上に、教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、人間性や専門性を磨きながら、子どもたちに向き合う時間を確保するなど、教職員の働き方改革を進めていきます。

本リーフレットでは、長岡市立学校における教職員の時間外の勤務の現状とすべての学校で共通に取り組む内容等について御紹介いたします。引き続き、長岡市の教育を支える保護者・地域のみなさまの御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

働き方改革を推進して3年……市立学校における時間外の勤務の現状

長岡市教育委員会が進める「長岡市立学校における働き方改革」の目標について

時間外に勤務する時間は 1か月 **45時間以内**
1年間 **360時間以内**

とし、勤務時間を管理しています。

特に、過労死や健康障害の危険性が高まる、時間外の勤務が月80時間以上の教職員数、年間720時間を超える教職員数をゼロにするよう継続して取り組んでいます。



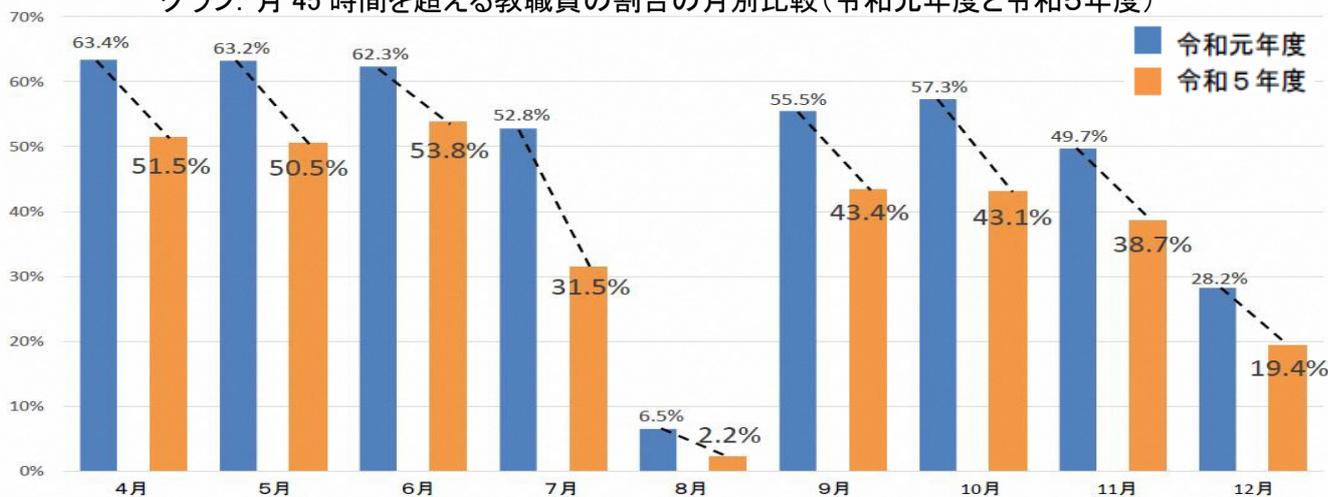
年間360時間以上の教職員の割合

令和2年度 **66.8%**
3年度 **66.0%**
4年度 **64.6%**

左のとおり、長岡市立学校に勤務する教職員約1,800人のうち、年間で60%を超える教職員が時間外の勤務をしています。

この3年間にわたる働き方改革推進の取組により、年間で360時間を超えて時間外に勤務した教職員の割合は、年々減ってきていて、減少傾向にあるといえます。

グラフ 月45時間を超える教職員の割合の月別比較(令和元年度と令和5年度)



上のグラフは、コロナ禍前の令和元年度と、今年度の「月45時間を超えて時間外に勤務した教職員の割合」について、月ごとに比較したものです。すべての月で減少していることがハッキリと分かります。

各学校だけでなくがんばるのではなく、保護者や地域のみなさまと目標を共有し、連携・協力してきた効果が見えています。何より、市立学校教職員に働き方改革推進の意識が浸透し、業務改善が日常的に行われてきた成果が見えるようになってきました。

働き方改革のさらなる推進と充実に向けて……市立学校における**共通取組**の内容

① 電話を受け付ける時間を設けました

学校への電話連絡は、右の時間帯でお願いいたします。
緊急時を除き、勤務時間内での対応とします。なお、お盆や年末・年始等の学校閉庁日には、長岡市教育委員会学校教育課にて取り継ぎ対応をします。

小学校・特別支援学校：午前7時45分 から 午後6時20分まで
中学校：午前7時45分 から 午後6時50分まで

② 学校における業務の削減・効率化・精選等、業務の見直しを進めています

教職員への調査より、小学校では「学校行事の準備や運営」、中学校では「部活動や課外活動の実施」の負担が大きいことが明らかことから、学校行事に向けた練習や準備、課外での各種検定の実施、PTAの活動内容の精選や実施回数の削減、効率化といった、さまざまな業務の見直しを進めています。

③ 持続可能な学校運営を目指し、地域総ぐるみで子どもを育てる取組を進めています

地域とともに歩む学校をさらに発展させ、保護者・地域のみなさまと目標を共有し、子どもたちにふるさと長岡への愛着と誇りを育むことができるよう「長岡版コミュニティ・スクール」の取組を進めています。▼以下のように、みなさまからの一層のお力添えをいただき、取組を活性化することで、子どもたちの教育活動がより充実するとともに、働き方改革推進につながります。

④ 通知表の記載内容について見直しています

通知表の内容には、面談などでより詳細に保護者の皆様にお伝えできるものがあります。また、総合的な学習の時間では、子どもが年間を通じて学び、成長しています。教科等での学びにふさわしい評価や通知表の記載について見直しを進めています。

⑤ 「長岡市立中学校部活動基本方針」を徹底し、部活動を行っています

「長岡市立中学校部活動基本方針」では、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、生徒の心身の成長にとって過度な負担にならない、適切かつ計画的な活動を実施することとしています。休養日は、週2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）、年間100日以上、週休日等に50日以上とし、活動時間は、平日2時間程度、週休日等3時間程度とし、大会やコンクール等に参加した場合は、休養日を設定することとしています。今後の部活動のあり方について、働き方改革推進の視点からも見直しを進めています。

特に、③「長岡版コミュニティ・スクール」の学校運営協議会の場や各学校の会合等に御参加いただき、下の「3分類」をヒントに、みなさまで**熟議**するなどして、より**実働性**を高める取組が効果的です

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)



※「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)(令和5年9月8日付け5文科初第1090号初等中等教育局長・総合教育政策局長通知)より